

## 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

### [1] 街なか居住の推進の必要性

#### (現状分析)

本市の中心市街地の人口は平成10年から平成12年にかけて約1%減少したものの、平成12年から平成18年にかけては約8.4%増加している。また、中心市街地の児童数の推移を見ても、平成10年から平成12年までは13.4%の減少であったが、平成12年から平成18年の間は約18.2%の増となっている。この都心回帰の状況は今後も当分続くものと予想される。

こうした状況の一因として、近年の県外からの販売会社（デベロッパー）の進出により、新たなマンションブランドが増加するなど、民間主体のマンション供給が活発化したことによる影響が大きいと思われる。

#### (課題)

民間マンションの建設により、中心市街地における居住人口・世帯数が増加基調にあるが、世帯あたり人員数は減少・小規模化の傾向にある。今後、新住民増加に伴う地域コミュニティのあり方が課題である。

また、今後中心市街地の活性化を図る上で居住人口の確保と増加を図ることは極めて重要な事項であることから、低・未利用地の有効活用の促進、居住環境に配慮した民間マンションの建設を適切に活用した街なか居住の促進、安心・安全で快適に暮らせるまちづくりの推進が必要である。

#### (街なか居住の推進の方向性)

中心市街地の居住人口の増加を図ることは、中心商業地の利用者の基礎人口を底上げし、地域コミュニティ活動の支援と促進を図り、商業・サービス業の振興やにぎわいの回復・創出、経済活力の向上に寄与するものとする。

したがって、中心市街地活性化の基本的方針「気軽にまち歩きを楽しめる回遊性のあるまち」「人々が住まい、集い、活気のあるまち」「多面的な魅力とにぎわいあふれるまち」づくりの達成のために、民間の活力を適切に活用し、市街地再開発事業等による魅力ある商業施設を兼ね備えた良好な市街地住宅の供給とともに、町内会等による地域コミュニティ活動の支援と促進を図る。

#### (フォローアップの考え方)

基本計画が認定された2年後の平成21年度において完了もしくは開始している事業について、進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

また、計画期間満了時点において再度進捗調査を行い、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

### [2] 具体的事業の内容

#### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：2 中央町 23 番街区 市街地再開発事業 (再掲)</p> <p>内容： 第一種市街地再開発事業の実施</p> <p>位置： 中央町 23 番街区</p> <p>地区面積： 約 0.27ha</p> <p>実施時期： H17 年度～H22 年度</p>	<p>中央町 23 番街区市街地再開発組合</p>	<p>〔目標達成のための位置づけ〕 鹿児島中央駅南部地区の中央に位置する中央町 23 番街区では、隣接する 22 番街区と連携して、市街地再開発事業を推進することにより、都心居住を促進する都市型住宅、快適な回遊拠点などを整備し、南部地区ひいては中央駅周辺の活性化につなげていく。</p> <p>〔必要性〕 良好な都市型住宅の供給を通して、中央駅南部地区への集客力を高め、新たなにぎわいの創出と活性化のために必要な事業である。</p>	<p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>実施時期： H19 年度～ H22 年度</p>	

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：20 みんなで参加 わがまちづくり 支援事業</p> <p>内容： 地域コミュニティ活動の 支援促進</p> <p>位置： 中心市街地（名山町 西、中町、天文館千 日町、小川・浜町、 及び中央町町内会）</p> <p>実施時期： H18年度～H27年度</p>	<p>名山町 西町 町内会 ほか</p>	<p>〔目標達成のための位置づけ〕 町内会等が住民相互の親睦交流を図る 目的で行う自主的イベント等を支援し、地 域コミュニティづくりを促進する。</p> <p>〔必要性〕 町内会などの住民自身が自主的にコミ ュニティ活動の活性化や地域の連帯強化 に取り組むことは、住みやすい生活環境づ くり、豊かな地域社会づくりにつながり、 中心市街地の活性化を図るうえで必要な 事業である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	<p>支援措置： 市補助金</p> <p>実施時期： H18年度 ～H27年度</p>	
<p>事業名：21 安心安全パートナ ーシップ事業 （防犯パトロール 隊支援事業）</p> <p>内容： 地域における自主 的な防犯パトロー ル隊の結成・活動の 支援と促進</p> <p>位置： 中心市街地（山下 小、中洲小校区町内 会）</p> <p>実施時期： H17年度～</p>	<p>中洲 小校 区町 内会 ほか</p>	<p>〔目標達成のための位置づけ〕 安心安全なまちづくりを推進し、地域住 民の自主的な防犯パトロール隊の結成促 進と活動を支援し、地域コミュニティづく りを促進する。</p> <p>〔必要性〕 中心市街地における街なか居住を推進 し、安心安全で住みやすい居住環境を住民 と行政が一体となって推進するまちづく りの観点から必要な事業である。</p> <div style="text-align: center;">  <p>↑活動中の防犯パトロール 隊のメンバー</p> </div>	<p>支援措置： 市単独費</p> <p>実施時期：</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：22 「みんなの目」 パトロール事業 内容：青パト導入による効果的な防犯活動の支援 位置：中心市街地（山下小、中洲小学校区町内会） 実施時期：H19年度～	中洲小学校区町内会ほか	〔目標達成のための位置づけ〕 市民が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、地域住民の自主的な青色回転灯装着車両（青パト）の導入など、効果的な防犯パトロール活動を支援し、地域コミュニティづくりを促進する。 〔必要性〕 中心市街地で、安心安全に暮らせる都市環境づくりを行う住民の主体的なコミュニティ活動を支援することは、街なか居住の推進を図る上で必要な事業である。	支援措置： 市単独費 実施時期：	
事業名：23 青色防犯灯犯罪抑止調査研究モデル事業 内容：青色防犯灯による犯罪抑止効果等の調査研究 位置：天文館地区（天神ぴらもーる・テンパーク通りほか）中央駅西口周辺地区（西田） 実施時期：H19年度	鹿児島市・（財）地方自治研究機構	〔目標達成のための位置づけ〕 中心市街地における街なか居住や安心して訪れることのできるまちを実現するため、安心安全なまちづくりを推進する。 〔必要性〕 住民が安心して暮らせる安全な都市環境の整備が重要であることから、青色防犯灯による犯罪抑止効果等を検証し、望ましい夜間照明環境の形成を調査研究する本事業の実施は必要である。	支援措置： 共同調査研究事業（財団法人地方自治研究機構） 実施時期： H19年度	
事業名：24 中央町町内会公民館整備事業 内容：町内会活動の拠点となる公民館整備の支援 位置：中央町23番街区市街地再開発ビル内 実施時期：H22年度	中央町町内会	〔目標達成のための位置づけ〕 中央町23番街区市街地再開発ビル内に町内会のコミュニティ活動の拠点（公民館）の取得整備を支援し、地域コミュニティ活動を促進する。 〔必要性〕 新たに町内会活動の拠点を確保することにより、地域コミュニティ活動の一層の促進を図るために必要な事業である。 ※中央町23番街区市街地再開発事業はH19年度～H22年度事業である	支援措置： 市補助金 実施時期： H22年度	